

奈良県告示第十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和五年四月十四日

奈良県知事 荒井正吾

第七四四号	蒸製毛粉	10・0 蒸製羊毛粉	窒素全量 一〇・〇	該当なし	令和十一年三月一日	岡本情治 北葛城郡広陵町大字百濟一 一四三の四
第七八七号	副産動植物質肥料	グルテン ミール	窒素全量 九・五	該当なし	令和十一年三月五日	三和澱粉工業株式会社 橿原市雲梯町 五九四番地
第七六八号	副産動植物質肥料	グルテン フィード	窒素全量 二・八 りん酸全量 一・五 加里全量 一・二	該当なし	令和十年十二月三日	三和澱粉工業株式会社 橿原市雲梯町 五九四番地
登録番号 (奈良県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所